



# 入札閲覧用設計書について（通知）

技術基準の種類:設計・施工  
通知日:昭和57年10月16日

部内各課長殿  
部内各地方機関の長殿

発管第237号  
昭和57年10月16日

土木部長

## 入札閲覧用設計書について（通知）

昭和54年9月25日付発管第175号において、土木部発注に係る建設工事の請負契約に関する書類を閲覧させるときは入札閲覧設計書を添付して行うこととしていたところですが、別紙のとおり改定し、昭和57年11月1日以降適用することとしましたので遺憾のないようにしてください。  
なお、営繕工事については、「現場説明事項」の〔3〕その他に「資材の購入について」の項目を追記して使用するよう措置してください。

| 入 札 閱 覧 用 設 計 書                                                         |          |         |  | 入 札 年 月 日      |  |
|-------------------------------------------------------------------------|----------|---------|--|----------------|--|
|                                                                         |          |         |  | 昭 和 年 月 日      |  |
| 所 長                                                                     |          | 総 務 課 長 |  | 機 務 課 課 長 補 佐  |  |
|                                                                         |          | 課 長     |  | 課 長 補 佐        |  |
| 申請者、利用者等<br>工事名                                                         |          |         |  |                |  |
| 位 置                                                                     | 市 町 村 大字 |         |  |                |  |
| 監 督 員<br>職 氏 名                                                          |          |         |  | 設 計 者<br>職 氏 名 |  |
| 施行に当たつての指示事項                                                            |          |         |  |                |  |
| ○一般的事項                                                                  |          |         |  |                |  |
| 1 工事口数は 日割とする（昭和 年 月 日限りとする。）                                           |          |         |  |                |  |
| 2 ダンプカー協会加入車の優先使用について<br>この契約に係る工事の施工に当たっては、ダンプカー協会加入車を優先的に使用するよう努めること。 |          |         |  |                |  |
| 3 資材の購入について<br>請負者は、施工する工事に対する資材の調達に当たり、極力県内産資材の購入及び県内取扱業者からの購入に努めること。  |          |         |  |                |  |
| ○特記事項                                                                   |          |         |  |                |  |